

大阪府住宅リフォームマイスター制度について

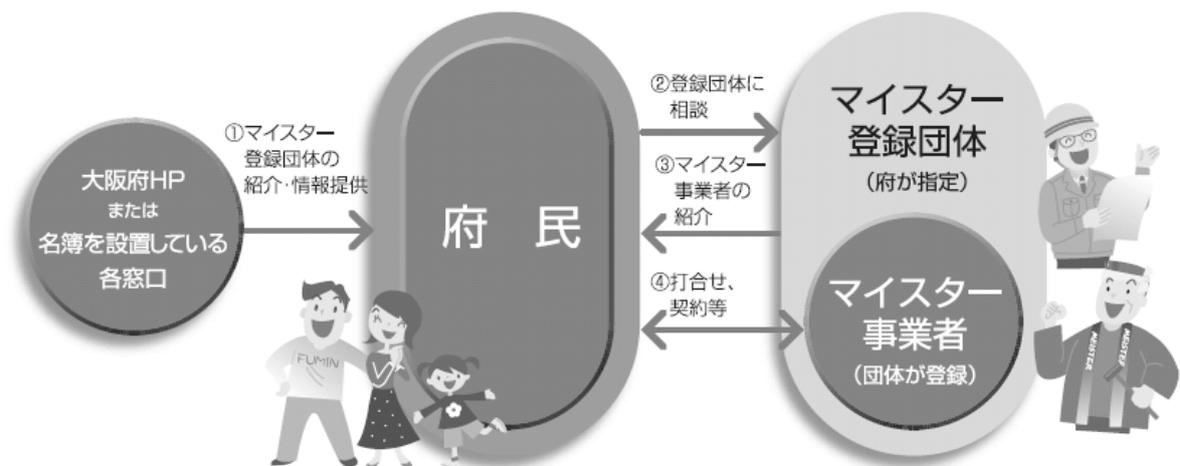
1. 大阪府住宅リフォームマイスター制度とは・・・

大阪府住宅リフォームマイスター制度とは、府民が安心して住宅リフォームを行うことができるよう、信頼性の高い事業者の情報を提供する制度です。

大阪府が指定した非営利団体(マイスター登録団体)が、一定の基準を満たす事業者(マイスター事業者)を府民の依頼に応じて案内・紹介します。

※「マイスター」とは:ドイツ語で「親方」、「職人」、「名人」などの意味です。

2. 大阪府住宅リフォームマイスター制度利用の手順



(1) マイスター登録団体を選ぶ

大阪府住宅リフォームマイスター制度推進協議会のホームページに掲載している団体の特徴などを参考に、登録団体を選んでください。

協議会ホームページ

<http://www.reform-meister.jp/>

(2) マイスター登録団体に相談する

登録団体に、希望される業務の内容（診断、設計、工事など）や目的（耐

震化、バリアフリー化など）、予算額などをできる限り詳しく伝え、制度の利用方法の案内やアドバイスを受けてください。

(3) マイスター事業者の紹介を受ける

登録団体から希望内容に合ったマイスター事業者の紹介を受けます。

※紹介料はかかりません。

(4) マイスター事業者と打合せをします

事業者とリフォーム内容について打合せをし、納得のいくものであれば契約を結びましょう。契約書にサインする前に、契約の内容・金額などをきちんと確認しましょう。